社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 緊急支援資金貸付事業規程

平成28年 2月24日制定

(目的)

第1条 緊急支援資金貸付事業(以下「事業」という。)は、生活困窮者に対し、資金貸付を 一時的に行うことにより生活を立て直し、自立に向けて支援することを目的とする。

(財源)

第2条 この事業は、春日市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)の福祉資金をその財源とする。

(対象者)

第3条 貸付対象者は、春日市生活困窮者自立相談支援窓口(以下「自立相談支援窓口」という。)に相談した者のうち、生命に関わるほど窮迫している、生活費を得るための活動費が 捻出できない等、緊急に資金貸付が必要な者とする。ただし、原則として協議会の福祉資金 貸付金償還が終了していなければならない。

(貸付額)

- 第4条 貸付額は1世帯2万円を限度とし、必要最低限の金額を貸し付けるものとする。 (借入申込)
- 第5条 借入申込者は、緊急支援資金借入申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、自立相 談支援窓口または協議会より指示された書類を添付のうえ、協議会に提出するものとする。 (審査及び結果通知)
- 第6条 前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、協議会において速やかに貸付適否 の審査を行い、その結果について申請者へ通知するものとする。

(貸付)

- 第7条 貸付決定後、借受人の緊急支援資金借用書(様式第2号)の提出をもって貸付を行う ものとする。
 - 2 貸付金は無利子とする。

(民生委員の関わり)

第8条 借入申込者の担当民生委員に対し、必要に応じ協議会より情報提供を行い、見守りを 依頼することがある。

(自立相談支援窓口の関わり)

- 第9条 貸付後の償還計画指導は、自立相談支援窓口と連携を図りながら行うこととする。 (償還)
- 第10条 貸付金の償還は、貸付決定の翌月から、一括償還又は月払い償還とし、10か月以内にこれを終えなければならない。ただし、借受人に相当の事由がある場合は、会長が措置期間及び償還期間を延長することができる。償還にあたり、原則として自立相談支援窓口にて家計相談を受け、償還額、償還回数等を試算するものとする。

(補則)

第11条 この規程に関し、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

担当	係長	課長	局長

緊急支援資金借入申込書

申込日 平成 年 月 日

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会 様

下記のとおり、資金を借り入れたいので申し込みます。

	ふり	がた											
借入申込者	~ y	//- /L						生年	П П		年	月	日
	氏	名						生 平 ,	ЛЦ		+	Л	Н
	住	所	Ŧ		_								
	電話	番号	()		_	携者	吉電話	()	_		
家	氏 名				続柄	年齢	職業または学校名				収	入	
族状													
況													
借 入													
入申込者含む)													
者含													
む													
借入申込金額				円									
씥		由											

借入にあたり、下記内容について同意いたします。

- ・協議会より、春日市生活困窮者自立相談支援窓口に情報提供し、貸付後の償還計画指導を依頼すること。
- ・協議会より、担当民生委員に情報提供し、見守り依頼をする場合があること。

緊急支援資金借用書

借入金額	金				円也			
償還期間	平成	年	月	から	平成	年	月	まで
償還方法	一括 · 月賦 (毎月				F])		
返済回数								
受領金額								
受入月日								
		·						
返済回数								
受領金額								
受入月日								_

上記のとおり借用し、領収いたしました。

ついては、緊急支援資金貸付事業規程を固く守り、貴会の指示に従って相違なく返還することを誓います。

平成 年 月 日

借受人 住 所

氏 名

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会会長 殿